

I 計画の趣旨

1 | 計画改定の背景

本市は、平成21年の中核市への移行に伴い、景観法が定める景観行政団体となり、同年には前橋市景観計画（前計画）並びに前橋市景観条例を定めました（翌年から施行）。前計画では、「人が生きる風景を守り、育む」ことを基本的な考え方（計画の目的）とし、本市で活動する人々の営みと風景にいつも寄り添うようにある「赤城山」を景観形成の中心に据え、「振り返りたくなる風景がある」をテーマに、本市にふさわしい良好な景観の実現を目指してまいりました。

それから17年が経過する中で、平成30年4月には、本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画が策定され（令和7年に改訂）、市政運営の根幹をなすビジョンや将来都市像が新たに示されました。これに加えて、上位計画である前橋市都市計画マスタープランが令和8年に改訂、さらには前橋市アーバンデザイン（令和元年）や前橋市歴史的風致維持向上計画（令和4年）といった新たな関連計画も策定されています。

また、これまでの本市の景観形成の推移をみると、平成30年4月に広瀬川河畔地区が本市第1号となる景観形成重点地区に指定され、地元住民や事業者による主体的な景観まちづくりが第一歩を踏み出しました。このほか、赤城山麓の良好な景観保全を目的とする再生可能エネルギー発電設備の設置に関する条例の施行や、市内の主要幹線における違反屋外広告物に対する是正指導計画の立案、本市独自の取り組みである景観資産登録制度の運用など、前計画の策定時点には無かった新たな取り組みもスタートしています。

一方、景観形成の成果について考えると、それが目に見える形になるには長い時間がかかります。例えば、道路や街路樹、市庁舎などの公共物については、新設や改修のタイミングを合わせることで一定のコントロールが可能になりますが、住宅やビルなどの民有物が一斉に更新される機会はほとんどないため、特定のルールを定めてそれを長い期間適用することで、一定の方向性に徐々に誘導していくことになります。従って、前計画やそれ以前の前橋市都市景観形成基本計画（旧計画）からの大きな方向性を引き継ぎ、「これまで」と「これから」の一貫性を担保することも重要です。

以上のことから、本市の景観形成のこれまでの成果と課題を整理したうえで、これからの景観保全、景観形成のあり方を展望するため、前計画に定める基本的な方向性は継承しながらも、本市の景観を取り巻くさまざまな状況変化を考慮し、前橋市景観計画を改定しました。



鳥居峠の雲海

2 | 計画の目的

本市の最上位計画である第七次前橋市総合計画では、地域全体で共有するビジョンとして、「めぶく。～良いものが育つまち（Where good things grow.）～」を掲げ、目指すべきまちのあり方をイメージするためのまちづくりの目標（将来都市像）を「新しい価値の創造都市」と定めました。

本計画では、こうしたビジョンや将来都市像の実現に向けて景観形成の観点からアプローチすることを基本姿勢として、

人が生きる風景を守り、育む

ことを計画の目的とします。

本市が今後も「良いものが育つまち」であり続けるためには、良いものが育つ土壌を守っていかなければなりません。その土壌とはすなわち、先人たちが長きにわたって築いてきた「暮らしの積み重ね」であり、前橋らしさの源泉でもあります。それを景観形成の観点から捉えたとき、守るべきは「ふるさと前橋」を象徴する心象風景や原風景、つまり人々の記憶と体験に根ざした風景であるといえます。

こうした風景を守り、育むことは、暮らしを担う現役世代にとっても、次の世代を担うこどもたちにとっても、郷土の誇りを身近に感じられる契機となるとともに、次の時代に見合った新たな前橋らしさ＝新しい価値へとつながっていきます。

本計画は、人が生きる風景を守り、育むことで、前橋にふさわしい良好な景観を実現するとともに、これからも良いものが育つまちであることを支え、新しい価値の創造に寄与する景観形成を目指します。

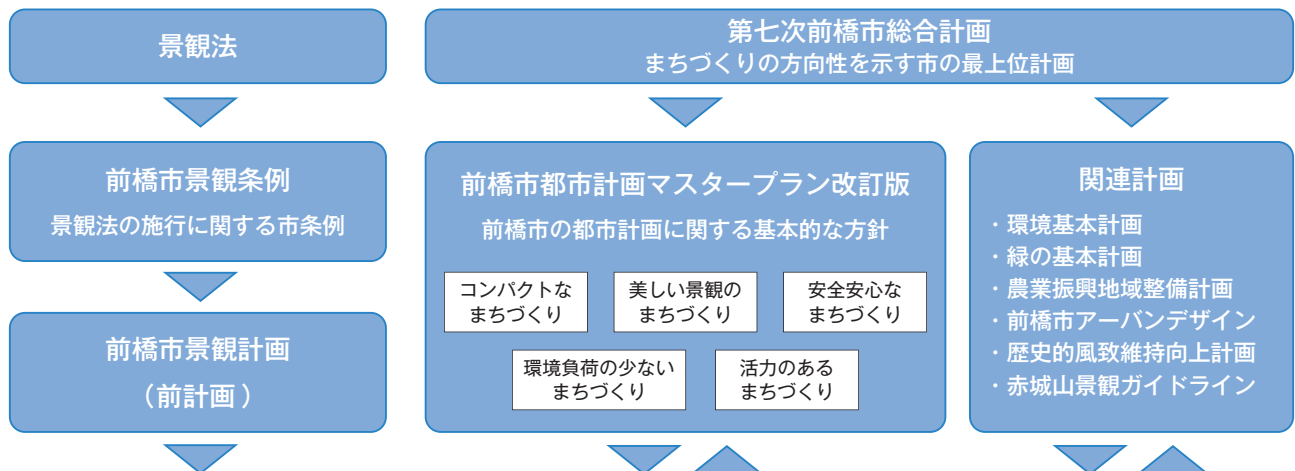


大沼でのカヌー

3 | 計画の位置づけ・構成・計画期間

本計画は、景観法第8条が規定する「良好な景観の形成に関する計画」で、本市における景観形成の総合的な指針となるものです。改定にあたっては、前計画の基本的な方向性を継承することを前提に、本市の景観特性や現況を踏まえた時点修正を行うとともに、関連する他の行政計画との整合性を考慮した計画を目指しました。

【計画の位置づけと構成】



前橋市景観計画改定版	
計画の趣旨	計画の目的：人が生きる風景を守り、育む 計画のテーマ：振り返りたくなる風景がある
景観形成の方針	【4つの方針】 ■ 水と緑が織り成す前橋らしい景観まちづくり ■ 県都にふさわしい風格と質感のある街並みづくり ■ 地域性と歴史性を生かした市民協働による地域づくり ■ 人にやさしく心地よさのある生活環境づくり 【行動指針】 ■ 市民の役割 ■ 事業者の役割 ■ 行政の役割
行為の制限と景観の誘導	【行為の制限に関する事項】 ・届出を要する行為 ・景観形成の基準 ・景観形成に係る他法令の基準 【景観の誘導に関する事項】 ・エリア指定の仕組み ・物件指定の仕組み ・協働の仕組み
景観形成重点地区	広瀬川河畔景観形成重点地区
新たな景観形成に向けて	・前橋市アーバンデザイン ・歴史的風致維持向上計画との連携 ・前橋クリエイティブシティ構想 ・県立赤城公園の活性化に向けた基本構想 ・屋外広告物規制の弾力化
計画の推進にあたって	審議会と庁内連携推進体制 景観形成に係る取り組み 建築等行為などに対する審査・監察・アドバイス体制 景観形成重点地区の役割 赤城山景観ガイドラインの運用 文化財保存活用地域計画の活用

【計画期間】

計画期間は10年（2027年～2036年）を基本とし、社会状況変化への対応等、必要に応じて随時見直します。

4 | 計画の区域（景観法第8条第2項第1号）

前計画と同様に、前橋市全域を景観計画区域とします。ただし、前橋市景観条例第10条に定める景観形成重点地区の指定区域については、本計画「Ⅵ 景観形成重点地区」において別に定めます。

【景観計画区域】

